

定 款

J B C Cホールディングス株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は J B C C ホールディングス株式会社と称し、英文では JBCC Holdings Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分等を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、及び次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次に掲げる物品の企画、設計、開発、製造、実施権許諾、販売、賃貸、使用許諾、保守、修理、再生、その他関連サービス及び輸出入
  - イ) コンピュータ、コンピュータ関連機器、各種情報機器、医療・介護用機器、事務用機器及び造形・加工用機器並びにこれらに関連する機械、装置、器具及び製品
  - ロ) 事務用品その他オフィスサプライ品
  - ハ) 前イ) 及びロ) の機器、機械、装置、器具及び製品の使用、保守及びサービスについて必要な資材、ソフトウェア、物品及び消耗品
- (2) インターネット上のショッピングモールの開設、運営
- (3) 情報システム及び再生可能エネルギー供給施設に関するコンサルティング、企画、設計、開発、構築、施工、検証、管理、運営及び保守
- (4) 発電、売電及びその仲介取引並びに関連サービス
- (5) 電気工事及び電気通信工事の請負
- (6) 企業の販売支援、技術支援、計算事務、労務管理事務、文書事務、教育研修等の業務の代行及びコンサルティング
- (7) 貨物自動車利用運送業及び産業廃棄物収集運搬業
- (8) 倉庫業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 有料職業紹介事業
- (11) 前各号の全事項に関するノウハウ、特許及びその他の工業所有権並びにその実施権の取得、利用及び実施権許諾
- (12) その他前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8,600万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の定めにより取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続きについては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要あるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

2. 株主総会は東京都区内、川崎市又は横浜市においてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、監査等委員である取締役とその他の取締役とは、区別して選任する。

2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長及び取締役副会長各1名並びに取締役副社長、取締役専務及び取締役常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、招集者が議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集し、議長となることができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載し、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、議決に加わることができる取締役の全員が当該決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することがで

きる。

(監査等委員会の招集権者)

第32条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載し、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

2. 当社は、毎事業年度末日又は毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。

3. 当社は、前項のほか、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第52期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

## 定款変更履歴

- [昭和47年 5月30日 (一部変更) 第3条]
- [昭和48年 8月 1日 (一部変更) 第5条]
- [昭和49年 5月28日 (追加) 第7条第2項  
(一部削除) 第18条  
(追加) 第18条第2項]
- [昭和50年 5月29日 (一部変更、追加又は削除) 第9条、第12条、第17条]
- [昭和51年 6月26日 (一部変更) 第5条]
- [昭和55年 6月27日 (一部変更) 第16条]
- [昭和57年10月23日 (一部変更) 第21条]
- [昭和58年 6月21日 (一部変更又は追加) 第2条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第2項  
(削除) 前定款の第10条、第11条、第24条、第25条]
- [昭和58年 8月 8日 (一部変更又は追加) 第2条、第8条、第8条第2項、第12条第2項、第14条、第18条第2項、第23条  
(新設) 附則第1条、第2条]
- [昭和59年 6月28日 (一部変更、追加) 第3条、第12条の2、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条  
(削除) 附則第1条、第2条]
- [昭和61年 3月26日 (削除) 第8条第1項  
(変更) 第8条第2項を第8条に]
- [平成 2年 6月28日 (条の変更) 第22条を第24条に  
(条の変更及び条文の一部変更・追加) 前定款の第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条、第20条、第21条、第23条、第24条  
(条文の一部変更・追加) 前定款の第1条、第4条、第5条、第6条、第17条、第18条  
(削除) 前定款の第7条、第8条、第14条但書、第18条第2項  
(新設) 第7条、第15条、第21条、第23条、第27条、第28条、第29条、附則第1条、第2条]
- [平成 4年 6月26日 (条文の一部変更・追加) 前定款の第6条、第8条、第9条、第10条、第26条、第27条  
(削除) 前定款の附則第1号、第2号]
- [平成 5年 6月29日 (条文の一部変更)  
前定款の第3条]

- [平成 6年 6月29日 (条文の一部変更・追加)  
前定款の第11条、第16条、第17条、第18条、第21条、  
第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27  
条、第28条、第29条  
(削除) 前定款の第18条但書、第20条  
(新設) 第24条、第25条、第26条、第27条、第28  
条、第29条 ]
- [平成10年 6月26日 (条文の但書追加) 第5条  
(新設) 第6条  
(条数変更—第6条新設による順次繰り下げ) 前定款の第6  
条から第34条 ]
- [平成11年 6月29日 (新設) 第2条第3号及び第4号  
(第2条の号数変更—第2条第3号及び第4号新設による順次  
繰り下げ) 前定款の第3条から第34条 ]
- [平成12年 6月21日 (新設) 附則第1条、第2条 ]
- [平成12年 7月10日 (一部変更) 第8条  
(削除) 附則第2条 ]
- [平成12年10月 1日 (一部変更) 第3条  
(削除) 附則第1条 ]
- [平成13年 6月20日 (一部変更) 第19条
- [平成14年 6月19日 (一部変更又は追加) 第1条、第6条、第8条、第9条、第  
10条、第15条、第16条、第17条、第19条、第21条、  
第25条、第28条、第31条、第32条  
(削除) 前定款の第6条、第7条及び第34条  
(新設) 第7条及び附則第1条  
(条数変更—前定款の第6条、第7条及び第34条削除、並び  
に第7条新設による順次繰り上げ及び繰り下げ) 第6条、第  
8条から第33条 ]
- [平成15年 6月18日 (一部変更又は追加) 第8条、第9条、第13条、第22条、  
第23条 ]
- [平成16年 6月15日 (新設) 第6条、第27条、第28条第3項  
(条数変更—第6条及び第27条新設による順次繰り下げ)  
前定款の第6条から第25条、第27条から第33条 ]
- [平成17年 6月15日 (一部変更) 第5条  
(削除) 附則第1条 ]
- [平成18年 4月 1日 (一部変更又は追加) 第1条、第2条  
(新設) 第23条、第31条  
(条数変更—第23条新設による前定款の第23条の繰り下げ、  
前定款の第24条から第33条への変更及び第31条の新設に

よる前定款の第31条以下の順次繰り下げ) 前定款の第23条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条

(章の新設) 第6章

(章の章数変更—第6章の新設による順次繰り下げ) 前定款の第6章]

[平成18年 6月14日 (一部変更又は追加) 第4条から第7条、第9条から第13条、第15条から第17条、第19条から第24条、第28条、第32条、第33条、第36条、第39条、第42条、第45条から第47条

(削除) 前定款の第8条、第27条、第36条

(新設) 第8条、第14条、第18条、第25条、第26条、第29条、第30条、第35条、第37条、第40条、第41条、第43条、第44条

(条数変更—前定款の第8条、第27条、第36条削除、及び第14条、第18条、第25条、第26条、第29条、第30条、第35条、第37条、第40条、第41条、第43条、第44条新設による順次繰り下げ) 前定款の第14条から第37条]

[平成20年 6月17日 (一部変更又は追加) 第2条]

[平成21年 6月17日 (一部変更又は追加) 第5条、第9条、第10条

(新設) 附則第1条から第3条]

[平成22年 6月17日 (一部変更又は追加) 第22条、第23条、第46条

(削除) 附則第1条から第3条]

[平成25年 6月14日 (一部変更又は追加) 第2条]

[平成26年 6月17日 (一部変更又は追加) 第2条]

[平成27年 6月17日 (一部変更又は追加) 第29条、第40条]

[平成28年 6月16日 (一部変更又は追加) 第2条、第15条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第29条、第38条

(削除) 前定款の第18条、第5章(第30条から第40条)、第41条

(新設) 第4条、第25条、第5章(第31条から第36条)、附則

(条数変更—前定款の第4条から第17条及び第25条から第29条—順次繰り下げ、第42条から第47条—順次繰り上げ) ]

[令和 2年 6月19日 (新設) 第2条第8号

(第2条の号数変更—第2条第8号新設による順次繰り下げ) 前定款の第8号から第11号 ]